

令和3年度 学校いじめ防止基本方針

奥州市立衣川中学校

I いじめの防止等のための対策に対する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を奪い、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であるにとらえます。また、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑にし、周囲の大人に見えにくいものにさせています。衣川中学校では、次の4点を大切に“いじめ問題”に正面から取り組みます。

- 家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、**学校が一丸となって組織的に取り組みます。**
- 生徒の所属する集団(班、学級、学年、部…)、社会(家庭、地域…)が**総がかりでいじめに立ち向かうための中心的役割を果たします。**
- 本校の生徒に「**いじめは絶対に許さない**」という意識と態度を育てます。
- 校長のリーダーシップのもと、**全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。**

2 いじめとは

いじめの定義は「いじめ防止対策推進法」第1章「総則」第2条〈定義〉によって、次のように定められています。

ある生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。
一定の人的関係…学校のほかに、外部団体やスポ少、ネット上の関係も含まれます。

●衣川中学校では、いじめ問題の見極めを次のような観点で行います。

- いじめかどうかの判断は、**いじめられた（と訴える）生徒を第一に、その生徒の立場に立って行います。**
- 外見的にはけんかのように見えることでも、**いじめられた（と訴える）生徒の感じ方、とらえ方を大切にします。**
- ネット上で行われるいじめは、本人が知らないために本人が心身の苦痛を感じないケースもありますが、これについても**いじめ行為と同様の対応をします。**

個々の行為だけを見れば“ささいなこと、日常的によくあるトラブル”であっても、それらを**繰り返されたり、複数の者から行われる**ことで、不安感・孤立感・恐怖感等が募り、**時として死を選んでしまう**ほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視しなければならないと考えます。

ささいに見える、しかも“**目に見えにくい**”行為の**積み重ねが被害者の大きな苦しみとなります**ので、“目に見えやすい”けんか・暴力とはしっかり区別して対応します。

3 いじめの基本的認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許されません。
- (2) いじめは人間関係のトラブルですので、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒並びにそれを取り巻く集団等に対して、指導と支援を行います。
- (3) いじめは、教師の生徒観や指導観、指導の在り方が問われる問題であるにとらえます。
- (4) いじめ問題の解決には、保護者や家庭の理解と毅然とした指導、対応が必要です。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会など**生徒を取り巻くすべての大人がそれぞれの役割を果たして一丸となって取り組むべき問題**であり、学校がその中心となります。
- (6) いじめはその行為の内容により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触します。校長が必要と判断する場合は、警察その他関係諸機関との積極的連携を図ります。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 衣川中学校の教師の取り組み

全ての教職員がいじめ問題を正しく理解し適切に対応できるように、研修や情報交換を密にします。

- (1) **居場所づくり** 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、**安心安全な学校生活を保障し、生徒同士の「絆づくり」を進めます。**
- (2) **授業づくり** 全ての生徒が、学校本来の目的である学習に対して積極的主体的に取り組めるようにするため、全ての教師が**“わかる・できる授業”**を作ります。また**“授業規律”**を大切にします。
- (3) **豊かな人間性の育成** 生徒一人ひとりが活躍し、認められる場を積極的に作ります。また、**対人関係能力の基礎を養うため、道徳や体験活動を充実させます。**
- (4) **地域との連携** 保護者、地域住民及び関係者との連携を図りつつ、**地域行事をはじめ生徒が自主的に行う活動に対する支援を積極的に行います。**

2 衣川中学校の生徒につけたい力

(1) 人との絆をつくる力

人はすべてかけがえのない命を与えられ生きていることを理解し、人のよさを見つけ、自分との違いを認め、人に温かい態度で接することができる思いやりの心を育みます。

(2) 問題を解決する力

学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身が人とどう関わったらよいかを考え、起きた問題に対して主体的に取り組もうとする力を育みます。

(3) 言葉で適切に表現する力

諸問題について話し合っ解決する体験や活動を通し、望ましい人間関係や社会参の態度を育て、人とわかり合うために必要な表現力を身につかせます。

(4) 心のサポート

各種諸調査（心とからだの健康調査）や担任による期末個別面談（年2回）やスクールカウンセラーとのカウンセリング等を通して、生徒一人ひとりの自己コントロール力やストレスへのサポートを行います。

3 いじめ防止のための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止および発生の際の素早く適切な解決のため、校長・副校長を中心とする「校内サポートチーム」を設置します。いじめ事案が起きた際には校長の要請で、適宜開催します。

(2) 適応支援委員会

学校生活に困り感を抱いている生徒について、情報交換や適切な支援活動を行うため週1回（毎週金曜日）定例開催します。

(3) その他

学年会、指導部会、教科部会その他の組織においても、各教師がいじめの“芽”を敏感にとらえ情報を交換し、生徒指導主事および校長・副校長に報告連絡相談します。

4 いじめ防止のための生徒の取り組み

- (1) 温かい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や地域行事を企画・参加します。

（募金活動・スノーバスター・敬老会参加等のボランティア）

- (2) いじめ撲滅等にかかわるイベント・研修会等がある場合は積極的に参加します。
- (3) 各専門委員会で、学校生活向上に関わる取り組みをします。

5 家庭・地域との連携

- (1) 平成26年度に策定した「学校いじめ防止基本方針」の家庭・地域向けリーフレットを発行し、いじめ問題取り組みについて広く理解を得ます。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針等について説明を行います。

(3) いじめ防止等の取り組みについて、各種通信を通じて家庭に周知連絡または協力を呼びかけます。

(4) 様々な場面で得られた情報は、学校・家庭・地域で細やかに交換・交流します。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を計画的に実施し、いじめに関する教職員のアンテナを常に高めます。そして、「わかる・できる授業づくり」を、学力向上と「いじめ未然防止」のため工夫し続けます。

III いじめの早期発見のための取り組み

1. 日頃から教職員と生徒が信頼関係を築けるように心がけます。
2. 生徒の表情や行動の変化に気を配る他「やりとり帳」「学級日誌」等を活用します。
3. 担任・養護教諭（教育相談担当）との情報交換を大切にします。
4. 授業中、部活動や休み時間、放課後、全ての教職員が生徒の様子に目を配ります。
5. 遊びや部活動の練習の中にひそむいじめの“芽”の発見に努めます。
6. いじめの兆候に気づいたときは、いじめにつながる前に適切な指導支援をします。
7. 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。
8. 気づいた生徒の変化や知り得た情報については、各教職員個人の判断で処理せず組織として対応します。学年主任、生徒指導主事への連絡報告相談を密にします。
9. 生徒を対象としたアンケート調査（「教育相談アンケート」）を年3回、保護者の方々を対象とした各種アンケート調査を行い、情報収集・公開に努めます。

IV いじめの問題に対する早期対応

1. いじめを発見したり通報・相談を受けたりした時は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応します。その場合は「いじめ対策委員会」を直ちに開催します。
2. いじめられている生徒、及びいじめ行為を知らせてくれた生徒の、心とからだの安全を最優先に対応します。いじめている側の生徒には、家庭とただちに連携をとり、教育的配慮をしつつも毅然とした態度で指導にあたります。
3. いじめの問題の解決にあたっては、謝罪することや責任を問うことに主眼を置くのではなく、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にします。
4. 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応します。

V 重大事態の対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条①）
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。
（重大事態ではないと判断しきれないととらえる）

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

◆学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援の下、次のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
◆学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII ご家庭にお願いしたい『いじめ予防・いじめ防止の取り組み』

- ① **表情・言動・持ち物等の変化に気配りを**
いじめる側も、いじめられる側も、どこか何かが変わっています。
- ② **小さな成長・少しの頑張りにはほめ言葉を**
他との比較ではなく、個（子）としての進歩を認め続けましょう。
- ③ **子どもの第一の味方でありつつ客観性を**
何があってもあなたを守る。周りの人はどう考えているだろう。
- ④ **IT利用についての家庭のルール作りを**
ネット上の見えない人間関係を見えるようにするのは家族の力。